

## 区域計画の認定について

平成 28 年 5 月 19 日  
地方創生担当大臣  
石 破 茂

最近、区域計画の認定申請のあった区域会議と、規制の特例措置(特定事業)等は、以下のとおり。

### 1. 東京圏 区域会議

【5月10日開催、5月10日申請、新規3事業】

#### (1) 特区医療機器薬事戦略相談の実施(3事業)

慶応義塾大学病院、国立研究開発法人国立がん研究センター及び東京大学医学部付属病院が、革新的医療機器の開発について、特区医療機器薬事戦略相談を活用して、治験期間を短縮し、開発から市販・承認までのプロセスを迅速化する。【直ちに実施】

### 2. 関西圏 区域会議

【5月10日開催、5月10日申請、変更1事業】

#### (1) 旅館業法の特例

国家戦略特別区域法第 13 条第1項に規定する特定認定を受けた者が、大阪府池田市において、海外からの観光客やMICEへのビジネス客等の滞在に適した施設に係る外国人滞在施設経営事業を行う。【平成 28 年5月より実施】

### 3. 仙北市 区域会議

【5月10日開催、5月10日申請、新規1事業】

#### (1) NPO法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

特定非営利活動法人の設立を促進するため、秋田県が所轄庁として実施するNPO法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、仙北市においては、2月から2週間に短縮する。【平成 28 年7月より実施】